



さんびょう  
三 錨

ほんき げんき こんき  
本気に 元気に 根気よく  
よっかいちしりつとみすはらしょうがっこうがっこう  
四日市市立富洲原小学校学校だより  
れいわ ねん がつ にち  
令和6年11月15日 NO.13

【学校教育目標】 夢と希望を持ち、未来に向かって心豊かに育ち合う子どもの育成

## 校内における落とし物の管理

校内における落とし物の管理を次のように変更します。

① 落とし物を、ホームページ上に掲載し、いつでも確認していただけるようにします。

昇降口近くの「落とし物展示スペース」は廃止します。

(QRコード又はURLからアクセスできます。)



お知らせ

拾得物一覧

R6年10月までの拾得物 (R7年1月31日まで保管)

1(服、帽子等).pdf 2(水筒、ハンドタオル等).pdf  
3(ハンドタオル、ヘアゴム等).pdf 4(鍵等).pdf

R6年11月の拾得物 (R7年2月28日まで保管)

お心当たりのある方は、職員室まで連絡をください。  
拾得物の保管期限は3カ月とされています。  
保管期限を過ぎた物は、処分させていただきます。

| 富洲原小学校 拾得物 |                                   | 令和6年10月まで |
|------------|-----------------------------------|-----------|
| 写真         | 品名・色・サイズ等                         | 保管期限      |
|            | ・130<br>・adidas<br>・ジャージ上着<br>・黒  | 令和7年1月31日 |
|            | ・140<br>・adidas<br>・ジャージズボン<br>・黒 | 令和7年1月31日 |
|            | ・Lサイズ<br>・エンジ色                    | 令和7年1月31日 |

<URL>

[http://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu-s/cms2/htdocs/?page\\_id=287](http://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu-s/cms2/htdocs/?page_id=287)

② 落とし物があった場合、届けられた翌月にホームページ上に掲載します。

(例)6月に落とした物は、7月に掲載されます。掲載されるまでの期間は、直接職員室へ問い合わせてください。

③ 掲載から、3か月経過した落とし物は処分します。

(民法上拾得物は3か月間の管理が必要となっています。)

心当たりのある方は一度ご覧になってください。

持ち物が見つかった場合は、学校へご連絡ください。

学校では、たくさんの落とし物が届けられますが、持ち主があらわれないことが多くあります。お子さんの持ち物には、必ず名前を書いてください。お子さんによっては、その日に着ていた服をなくしても気が付かないことがあります。

「物を大切にする」ことは、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」につながります。よろしくお願ひします。